

【2023-24 過去問解きまくり！ 民法Ⅱ 訂正表】2024年03月08日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	掲載日
77	問題 18	肢イ 2行目	債権者がすでに権利を行使している場合には	債務者がすでに権利を行使している場合には	2023/03/27 訂正
611	必修問題	肢4 2行目	夫が嫡出否認（774条）	夫（父）・子・子の母等が嫡出否認（774条）	2024/03/08 訂正
618	【婚姻障害事由】（表）	4行1 ～2列	再婚禁止期間とその内容	削除（※2022〔令和4〕年民法改正により、再婚禁止期間が廃止されたため）	2024/03/08 訂正
618	ポイント	—	全文	従来、父性推定の重複を避けるため、女性は、前婚の解消・取消しの日から100日経過後でなければ再婚できないとする再婚禁止期間が設けられていました（旧733条）。しかし、2022（令和4）年民法改正が嫡出推定制度の抜本的な改正（セクション③「親子」のインプット参照）を行った結果、父性推定の重複がなくなったため、同改正は再婚禁止期間を廃止しました（2024年4月1日施行）。	2024/03/08 訂正
619	【婚姻の取消し】（表）	4行1 列	再婚禁止期間内の婚姻	削除（※2022〔令和4〕年民法改正により、再婚禁止期間が廃止されたため）	2024/03/08 訂正
619	【婚姻の取消し】（表）	4行3 列	前婚の解消・取消しの日から100日間または女が再婚後出産するまで（746）	削除（※2022〔令和4〕年民法改正により、再婚禁止期間が廃止されたため）	2024/03/08 訂正
634	問題 189	問題文 2行目	（国税・財務・労基 2020）	（国税・財務・労基 2020 改題）	2024/03/08 訂正
634	問題 189	肢ア	全文	削除（※2022〔令和4〕年民法改正により、再婚禁止期間が廃止されたため）	2024/03/08 訂正
634	問題 189	肢1	ア、ウ	ウ	2024/03/08 訂正
634	問題 189	肢2	ア、エ	エ	2024/03/08 訂正

635	問題 189	肢ア	全文	削除（※2022〔令和4〕年民法改正により、再婚禁止期間が廃止されたため）	2024/03/08 訂正
635	問題 189	最終行	以上より、妥当なものはア、 <u>エ</u> であり	以上より、妥当なものはエであり	2024/03/08 訂正
640	ガイダンス	4～5行	・推定の及ばない子 ・ <u>推定されない嫡出子</u> }	・推定の及ばない子	2024/03/08 訂正
641	必修問題	肢3 2行目	（直系卑属が成年ならその承諾も必要。783条 <u>2</u> 項）	（直系卑属が成年ならその承諾も必要。783条 <u>3</u> 項）	2024/03/08 訂正
652	問題 194	問題文 2行目	（国家一般職 2019）	（国家一般職 2019 <u>改題</u> ）	2024/03/08 訂正
652	問題 194	肢ウ	全文	削除（※2022〔令和4〕年民法改正により、婚姻成立後200日以内に生まれた子ども、嫡出子と推定されることになったため）	2024/03/08 訂正
652	問題 194	肢1	ア、 <u>ウ</u>	ア	2024/03/08 訂正
652	問題 194	肢4	ア、 <u>ウ</u> 、オ	ア、オ	2024/03/08 訂正
652	問題 194	肢5	イ、 <u>ウ</u> 、オ	イ、オ	2024/03/08 訂正
653	問題 194	肢イ	786条は、「子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる」と定めて、 <u>認知無効の主張を認めている</u> 。さらに、判例は、 <u>認知者が認知をするに至る事情はさまざまであり、自らの意思で認知したことを重視して認知者自身による無効の主張を一切許さないと解することは相当でないとして、認知者は、786条に規定する利害関係人にあたり、血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合でも、自らした認知の無効を主張することができる</u> としている（最判平 26.1.14）。	<u>改正前</u> 786条は、「子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる」と定めて、 <u>認知無効の主張を認めていた</u> 。さらに、判例は、 <u>認知者は、786条に規定する利害関係人にあたり、血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合でも、自らした認知の無効を主張することができる</u> としていた（最判平 26.1.14）。 なお、2022（令和4）年民法改正により、 <u>認知無効の出訴権者が、子または子の法定代理人、認知をした者、子の母に限定されたので（786条1項）、認知者自身が認知無効を主張できることが明確になった</u> 。	2024/03/08 訂正
653	問題 194	肢ウ	全文	削除（※2022〔令和4〕年民法改正により、婚姻成立後200	2024/03/08 訂正

				日以内に生まれた子も、嫡出子と推定されることになったため)	
654	問題 194	最終行	以上より、妥当なものはア、 <u>ウ</u> 、オであり	以上より、妥当なものはア、オであり	2024/03/08 訂正
657	問題 195	肢ア	772 条 (記述イの解説参照) によれば、婚姻成立後 200 日以内に生まれた子は、妻が婚姻中に懐胎したという推定を受けず、夫の子であるという推定も受けない。したがって、 <u>厳密には、このような子は非嫡出子であり、夫がこれを認知したときに準正によってはじめて嫡出子の身分を取得する (789 条 2 項) ことになるはずである。しかし、わが国では、内縁が先行し、子が生まれる直前になって婚姻届が出されることも少なくないので、そのような子が嫡出子となるためには認知が必要であるという解釈は、実情に合わない。そこで、判例は、内縁関係が先行している場合には、婚姻成立後 200 日以内に生まれた子であっても、父の認知を要することなく、当然に嫡出子になるとした (大連判昭 15.1.23)。このような子は、<u>772 条の推定を受けないが、嫡出子として扱われるので、推定されない嫡出子とよばれている。</u></u>	<u>改正前</u> 772 条によれば、婚姻成立後 200 日以内に生まれた子は、妻が婚姻中に懐胎したという推定を受けず、夫の子であるという推定も受けないが、判例は、 <u>内縁関係が先行している場合には、婚姻成立後 200 日以内に生まれた子であっても、父の認知を要することなく、当然に嫡出子になるとしていた (大連判昭 15.1.23)。このような子は、同条の推定を受けないが、嫡出子として扱われるので、推定されない嫡出子とよばれていた。しかし、2022 (令和 4) 年民法改正により、「婚姻の成立の日から 200 日以内に生まれた子」は、婚姻前に懐胎したものと推定され (772 条 2 項前段)、</u> 「女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれた」子についても夫の子と推定される (同条 1 項後段) こととなった。したがって、 <u>婚姻成立後 200 日以内に生まれた子も、嫡出子と推定される。もつとも、本記述が妥当であるという結論に変わりはない。</u>	2024/03/08 訂正
657	問題 195	肢イ 1 行目	婚姻の成立の日から <u>200 日経過後</u>	婚姻の成立の日以後	2024/03/08 訂正
660	問題 196	問題文 2 行目	(国家総合職 2021)	(国家総合職 2021 <u>改題</u>)	2024/03/08 訂正
660	問題 196	肢ア 1 行目	婚姻の成立の日から <u>200 日を経過した後</u>	婚姻の成立の日以後	2024/03/08 訂正
661	問題 196	肢ア 1 行目	婚姻の成立の日から <u>200 日経過後</u>	婚姻の成立の日以後	2024/03/08 訂正
665	必修問題	肢ア 3 行目	(大連判昭 15.1.23)。	(大連判昭 15.1.23)。なお、 <u>婚姻成立後 200 日以内に生まれた子について、従来は推定されない嫡出子として扱われ</u>	2024/03/08 訂正

				ていたが、2022（令和4）年民法改正により、 <u>推定される嫡出子</u> として扱われることになった（772条2項前段・1項後段）。	
666	ミニ知識	—	旧 822 条では……削除されました。	旧 822 条は、親権者は 820 条による監護・教育に必要な範囲内で「その子を懲戒することができる」と定めていました。しかし、同条の懲戒権は、児童虐待の口実に使われることがありました。そこで、2022（令和4）年改正民法は、監護・教育をする親権者に、①子の人格を尊重すること、②子の年齢・発達の程度に配慮すること、③体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止を要求する規定（821 条）を新設するとともに、旧 822 条を削除しました。この改正は、同年 12 月 16 日に施行されました。	2022/12/26 訂正
675	章末 CHECK	A 10	婚姻成立後 200 日以内に生まれた子は「 <u>推定されない嫡出子</u> 」という。	婚姻成立後 200 日以内に生まれた子も（ <u>推定される</u> ） <u>嫡出子</u> である（772 条 2 項・1 項）。	2024/03/08 訂正
675	章末 CHECK	A 12	<u>妻は嫡出否認の訴えを提起することができない</u> （774 条・775 条）。	<u>嫡出否認の訴えは、夫（父）は子の出生を知った時から、妻（母）は子の出生の時から 3 年以内に提起しなければならぬ</u> （777 条 1 号・3 号）。	2024/03/08 訂正

※「掲載日」は、上掲訂正情報が L E C 公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』（<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>）に掲載された日付です。